

お客さま各位

東京証券信用組合

## お客さまの情報に関する定期的な確認のご協力についてのお願い

全国の信用組合では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策<sup>(※)</sup>の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

この一環として、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、既にお取引をいただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報（住所・ご職業、お取引目的など）を定期的にご確認させていただく取組みを行っております（本取組みの趣旨については別紙をご覧ください）。

お手数をおかけいたしますが、本取組みにご理解を賜り、確認書へのご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。恐れ入りますが、下記期限内にご返信をお願いいたします。ご記入いただいた情報は当組合が定める個人情報の利用目的に則って厳正に管理いたします。

なお、この件についてご不明な点がございましたら、照会先までご連絡ください。

（※） マネー・ローンダリングとは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせて資金の出所を隠す行為です。また、テロ資金供与とは、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為です。

### ご回答期限

2025年10月15日までに

ポストに投函ください。

<本件にかかる照会先について>

業 務 部

T E L : 03-3669-0381 (代表)

受付時間 : 平日9時から17時まで

(土・日・祝日を除きます)

# 信用組合とお取引をいただいているお客さまへ 「お客さまの情報」の定期的な確認について ご理解とご協力をお願いいたします

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、**信用組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み（※）について、それぞれ所定の方法により順次行っております。**

（※）既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、**信用組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。**

最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用組合の本支店にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

Shinkumi Bank



一般社団法人

全国信用組合中央協会

